

伊那市こども計画（案）〈令和 7 年度～令和 11 年度〉
子ども子育て審議会 質問事項一覧表

I ライフステージを通した施策

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	42 ページ
施策 1-①人権教育・人権啓発活動の取り組み	
【質問事項】 「子供の権利」に関する条例の整備に向けて研究とありますが、研究とは研究チームを作るという認識でしょうか。 同和教育研究推進委員会が研究されるという認識でしょうか。	
○特別に研究チームを組むことはせず、こども・若者・子育て当事者の意見を聴き、子ども子育て審議会の皆さんなどの意見を尊重しながらこども政策課が中心に進めていきます。	

2 多様な遊びや体験、活躍の機会の充実等によるこどもまんなか社会の実現	43 ページ
施策 2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成	
【質問事項】 主な取り組みの夏休みおいで塾とありますが、おいで塾は食育に取り組んでいる認識はなく違う括りなのかなと思いますがいかがでしょうか。	
○42 ページ施策 2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 に修正しました。	

2 多様な遊びや体験、活躍の機会の充実等によるこどもまんなか社会の実現	47 ページ
施策 2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進	
【質問事項】 自然を生かした実践的な学習の中に「小学生スキー教室」も伊那市ならではの自然学習の一つ（現在取組が減少傾向にありますがそれがあるからこそスキーをやる子も多いと思うので）だと思うので取り組みにいらてはいかがでしょうか。	
○ご意見を参考に追加記載しました。	

2 多様な遊びや体験、活躍の機会の充実等によるこどもまんなか社会の実現	46 ページ
施策 2-④外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進	
【質問事項】 外国語児童生徒支援相談員の配置数について 実績数：7人 令和 11 年度：7人 となっていますが、令和 11 年度は7人では足りないのではないのでしょうか？ ○日本語教室を設置している学校は、伊那東小、伊那北小、東部中の3校あり、保護者等へ通訳を行える人員を7人配置しています。 ○住所で定められている通学区以外の学校へ通う事ができるため、日本語指導が必要な児童生徒は3校に集まり、保護者への通訳も主にその3校で行います。 ○現在、上記3校以外にも、外国にルーツのある児童生徒は在籍していますが、幼少期から日本で暮らしており、日本語で授業を受けることに問題がありません。 ○今後、多言語化や通訳を行う職員のなり手不足が危惧される中、現状維持を目標としています。	

4 こどもの貧困対策	51 ページ
施策 4-②生活支援の強化と自立支援の推進	
【質問事項】 「生活困窮や就労に関する相談」 R5 年度 2,078 件→ 令和 11 年度 延べ 1000 件 ○生活困窮や就労に関する支援を継続することで、相談件数を 1000 件まで減少させる目標値として設定しています。	

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	58 ページ
施策 7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成	
【質問事項】 長野県ではネット依存による入院をしてしまう子供も全国的にみて多くいるという認識を子供だけでなく親も一緒にリテラシーについて学び子供の IT に対する認識を再確認する必要があると考えます。 ICT 教育を受けていない親世代へ子供の ICT 教育のレベルを認識する必要があると考えます。 ○児童生徒に向けた情報リテラシーやネットマナーの教育を実施していきます。保護者への案内や研修会等で充実を図ります	

1. こどもの誕生前から幼児期までの支援	61 ページ
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係わる支援の充実 施策1-③ 安全・安心で魅力ある保育環境づくり	
【質問事項】 未満児保育の需要が高まる中、親子間のコミュニケーション不足などにより、こどもが情緒不安などを引き起こす懸念があります。家族と過ごす時間を増やす目的での支援策（料金や時間など）や未満児保育のあり方を検討できたらと考えます。	
○令和6年10月に拡充した児童手当などの経済支援を子育て世帯には実施していますが、それぞれのご家庭の事情があり、未満児保育の需要は高まっております。経済的な援助以外にも親子交流の場の提供や親子で参加しやすい企画などについて研究していきます。	

2 学童期・思春期の支援	63 ページ
施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくり	
【質問事項】 【施策の方向性】 一番最初の●「コミュニティ・スクール」を通じた地域に開かれた学校運営に取り組みます。 伊那市教育委員会の方向性として、国型の「コミュニティ・スクール」を取り入れていく方針ならば、この記述で良いと思われます。 ＊「コミュニティ・スクール」は国型のものを表し、信州型の場合は「信州型コミュニティースクール」（・無し）なのだそうです。 伊那市教育委員会が推進する方向性を確認して、方針に違いがないように記述を統一しておくのが良いと思いました。	
○信州型の「コミュニティースクール」から国型の「コミュニティ・スクール」に変更していく方針です。	

2 学童期・思春期の支援	65 ページ
施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進	
希望する小中学校を対象とあるが全校ではだめなのでしょうか？	
○市内の小中学校全校へ議会の傍聴など主権者教育の一環として、呼び掛けをしていますので、「希望する」を削除しました。	

Ⅱ ライフステージ別の施策

3 青年期の支援	68 ページ
施策 3-①若者にとって魅力ある地域づくりの推進	
【質問事項】 奨学金返還支援補助金 実績値：認定数 15 件 とありますが、要因は何でしょうか？ ○補助金の認定申請期間を就職前までとしているため申請期間の短いことが要因の一つと考えます。来年度、制度改正を予定しており、申請期間のほか、対象業種、補助上限などの拡充について検討しています。	

3 青年期の支援	71 ページ
施策 3-③若者とその家族等への相談支援	
【質問事項】 下表 1 項目目 「ひきこもり相談窓口での相談支援」 実績値：13 人（R 6 年度）と、ありますが、ひきこもりはかなりの数になっていると聞いています。窓口での相談件数があまりに少ないと思いますが要因は何でしょうか？また、令和 11 年度の目標数も 13 人になっている理由は为什么呢？ ○令和 4 年度 13 人、令和 5 年度 16 人、令和 6 年度（本計画策定時点）13 人であったため実績数及び令和 11 年度の目標数も 13 人とししました。現在、市報、ホームページ等で窓口を案内をしていますが、年間の相談件数は 10 件台となっています。 また、伊那市社協に委託している「まいサポ」での随時相談、「ひきこもり学習会」（年 2 回）、「ひきこもるところに寄り添う講演会」（年 1 回）、「ひきこもりの方の家族会」（年 6 回）においても相談できるようになっていますので、相談を希望する方は自分にあった様々な窓口を活用できる体制づくりをしています。	

第4章 地域子ども・子育て支援事業に関する内容

(3) 地域子育て支援拠点事業	77 ページ
【質問事項】 【量の見込みと確保方策】 ① 量の見込み 現状：24, 939 人、提供可能数：47, 000 人ということは、約半分しか確保できていないということでしょうか？ ○前回は資料作成中の数値でしたので訂正します。令和5年度子育て支援センター利用者実績（約 25, 000 人）に令和6年度こどもひろばの利用見込み（4, 800 人に令和7年度見込み修正）人数を足し上げた数として提供可能数 30, 000 人とし、令和7年度以降はこどもの出生見込みの減少割合を加味して算出してあります。 ○提供可能数については受け入れ上限人数ではなく、利用希望者（実績）に対して概ね提供できているという指標値になります。 （こどもひろばは1日10組程度を想定しています。子育て支援センターについてはコロナ期以降人数制限を設けていませんが、施設に対して過剰に利用者が来場していて安全が確保できないと指導員が判断した場合は除きます。）	
(6) 養育支援訪問事業	81 ページ
【質問事項】 （参考）第2期計画期間の実績 ①量の見込み（当初）に対して、②実績 の数字がかなり少ないのは何故ですか？ ○この事業は他の支援でもまかないきれないような、特に支援が必要な場合のみ該当になるため、人数や1人当たりの訪問回数にはかなり波があります。1人の対象者に長期に渡り支援したことがあったので前回は見込みを多くした経過があります。実際には該当が少なかったため、今回の見込みは少なくしました。	
(7) 利用者支援事業 ○出産環境の整備等	82 ページ
【質問事項】 【量の見込みと確保方策】が1か所というのは、どこで、少ない理由を教えてください ○この相談窓口は、令和6年度までは健康推進課窓口、令和7年度からは伊那市保健センター（子育てサポート課母子保健係）となります。母子健康手帳を発行する窓口のことを指します。	

(13) 子育て世帯訪問支援事業	90 ページ
【質問事項】 【量の見込みと確保方策】 現状 387 人に対して、令和 7 年度以降が 200 人となっている理由は何ですか？	
○この事業は訪問支援員が家庭の中に入り、家事支援（食事の準備、清掃、見守り等）を行う事業です。家庭内に第三者が入ることに抵抗感があり、拒否されることがあります。令和 5 年度実績に比べ令和 6 年度は半減しており、また今後の出生数の見込み等も勘案し、少なく見込んでいます。	

(15) 妊婦等包括相談支援事業	91 ページ
【質問事項】 【量の見込みと確保方策】 提供可能量 926 人に対して、令和 7 年度以降が 960 人になっている理由と、人数が増えても可能でしょうか？	
○現状及び提供可能量は令和 5 年度の妊娠届出(母子健康手帳発行)時の相談、および妊婦全員を対象とした産前学級①④での相談者数の合計となっています。提供可能量は今後の出生数の見込み等を勘案し 960 人とししました。妊娠届出は随時、産前学級①④は毎月実施しており、提供可能です。	